



Title	『三代集之間事』考（下）
Author(s)	海野, 圭介
Citation	詞林. 1998, 23, p. 11-22
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67413
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『三代集之間事』考(下)

海野 圭介

四

『三代集之間事』(以下、誤解の恐れのない限り「本書」と称す)の内容読解については、夙に、川平ひとし氏「『三代集之間事』読解」(跡見学園女子大学国文学科報11昭58・3)があり、本書を「定家の問題として」把握しようとする視点からの本文に即した具体的な読解が試みられ、本書の記載内容の基本的枠組みが照らし出されている。また、溯って野口元大氏「定家自筆本『三代集之間事』について」(国語国文学研究5昭44・12)、同氏「三代集之間事(翻刻・解説)」(『三代集の研究』明治書院昭56・5)にも、書誌的問題の追求と共に成立をめぐる諸事情についての見解が示され、性格付けが試みられている。

上記論考により、本書の基本的理解はなされてきたのであるが、近時、浅田徹氏「定家本とはなにか」(国文学40—10平7・8)、同氏「顕註密勘の識語をめぐる」(和歌文学研究72

平8・6)、上野順子氏「御子左家歌学の形成—『顕註密勘』攷—」(『和歌文学論集10和歌の伝統と享受』風間書房平8・3)の諸論により、定家の手になる『古今集』等の証本の校訂作業と歌学書(注釈書)の著述との相関についての再検討がなされており、本書についても提示された成果を踏まえた補完・再考が求められるように思われる。そこで、本稿では先行諸論に導かれつつ、本書成立の背景(執筆の契機)・内容・執筆目的・対象といった本書の基本的性格に関わる事柄について改めて整理検討を試みることにしたい。

五

『三代集之間事』の巻尾には次の奥書が記される。

貞應元年(1222)九月七日 非器重代哥人 藤定家

僅かに年記・署名のみが付され、執筆の契機や目的・対象といった本書成立に関わる諸事情については一切記されないものの、執筆時期にあたる貞應元年の前年・承久三年(1221)三

月には「古今集」の注解書である「顕注密勘」が著されており、ほぼ同時期に「古今集」「後撰集」「拾遺集」の三代集注解書の成稿を見たことが知られる。これは、本書冒頭の記載によれば単に時期的に近接するのみならず、一連の作業として自覚されたものであったらしい。

古今哥事大略去年事次勘注。後撰集之中自他之説不同事。
(「三代集之間事」冒頭)

「古今哥事……勘注」とは、「顕注密勘」の著述を指すと考えられ、「顕注密勘」での「古今集」の加注に続いて本書では「後撰集」「拾遺集」を注し、併せて三代集の注解書とすることが意図されていたと推測される。

本書と「顕注密勘」との連続性は、単に時期的・意識的な面だけではなく、本書とその成立に関わる諸問題を考える上で、常に考慮されなければならない事柄である。承久三年(1221)の「顕注密勘」著述前後の定家の状況については、前掲浅田徹氏論前者に、(1)定家の古今集証本に対する態度は建保五年(1217)二月本までと貞応元年(1222)六月本からとでは違っており、この間に家本である俊成本につき、その權威の根源をなす伝貫之自筆本(「新院御本」)の信憑性を疑うようになったのではないか。(2)また、その原因は六条家の古今集証本との接触ではなかったか。との指摘があり、更に、同氏「顕注密勘の識語をめぐって」には、(1)「顕注密勘」のもととなった「顕注」を定家のもとへもたらしたのは顕昭に縁のある六

条家歌人(藤原知家が想定される)ではなかったか。(2)定家は「顕注と清輔本」「古今集」とを近接した時期に披見したものと
思われ、両書と共に清輔本「後撰集」「拾遺集」「後拾遺集」をも披見したのではないか。との推測も示されている。

承久三年(1221)頃に六条家証本が定家のもとへともたらされ、それと並行して「顕注密勘」が著されたとする氏の指摘は、同時期の定家の著述を考える上で極めて示唆的である。氏も指摘されるように(上野順子氏前掲論文にも同様の指摘がある)「三代集之間事」にもまた、「顕注密勘」と同じく六条家証本(以下「清輔本」の呼称で統一し記す)「後撰集」との接触を契機に著されたと思われる兆しが認められるのである。

定家本「後撰集」のうち、「三代集之間事」成立の前年に書写された承久三年(1221)書写本には清輔本との校異が書入れられた箇所がある。次頁に「表1」として「三代集之間事」に加注される「後撰集」の歌句十四項目を抜き出し、同書の加注順に清輔本・定家本「後撰集」の本文と共に一覧した(「三代集之間事」に二種類の本文が挙げられ対比される項目は双方の間に「1」を挟み記した。承久三年(1221)書写本634番歌には、「清輔本」と付記した校異が付され、903番歌、916番歌の「他本」「他家之説」とある書入も清輔本本文(「表1」最上段)と一致し、清輔本との校異と考えられる。これらの校異は、承久三年(1221)以前の書写と考えられる無年号A類本・同B類本には付されないが、降る貞応二年(1222)書写本、天福二年(1234)

【表1】「三代集之間事」加注箇所の清輔本系統【後撰集】（含【奥義抄】）・定家本【後撰集】（天福以前書写本）の本文異同									
部立	歌番	雑一	秋上	夏	雑一	夏	恋一	秋下	恋一
262	903	241	214	1111112	215	634	423	1145	1145
「欠」	このあや	ソヨミトモナク (片) そヨミともな (承)	月のかさ (片・承)	「欠」	「詞書の該當 部を欠く」	おほつ少将 (承)	右近少将季繩女 或本(承)	官少将(承)	清輔本 【奥義抄】
はすなはの	はすなはの	く	つきのかさ つきのしも	君かころもを ぬきしとき	—	—	—	—	無年号A類本
はちすはの	こゑのあや	く	月のしも	君かころもを ぬきかへて	みな月はらへ しに……	おほつふね	右近少将季繩女	藤原敦敏	無年号B類本
はちすはの	声の綾	く	月の霜	君か衣をぬき かへて	みな月はらへ しに……	おほつふね	右近少将季繩女	藤原あつとし	承久三年1221本
蓮葉の	こゑのあや	く	月の霜	君かころもを ぬきかへて	六月祓しに ……	おほつふね 清輔本おほつ少 将……	右近少将季繩女	藤原敦敏	三代集之間事 (貞応元年1222)
はちすはの はすなはの	こゑのあや	く そよみとも なく	月の霜	(庶明朝臣の 贈答)	みな月はらへ しに……	おほつふね おほつ少将	右近父季繩 女	藤原敦敏 官少将	定家本系統
はちすはの	こゑのあや	く	月の霜	きみかころも をぬきかへて	みな月はら へしに……	おおつふね ……清輔本お ほつ少将	右近少将季繩女	藤原敦敏	貞応二年1223本
可付家説	こゑのあや	く そよみ清本奥義 釈之本用之 そこゑともな 家本用そこゑ	月の霜	きみかころも をぬきかへて	本題しらす みな月はらへ しに……	おほつふね 在原棟梁女	右近季繩女	清本宮少将ト書不 知其由 此本宮少将 藤原敦忠	天福二年1234本

雑 四 1259	雑 二 1156	雑 二 1221	雑 一 1132	々 916
さくさめのとし(承) 別帯あとかたり(承)	さくさめのとし(承) 年	かへりくる(承) 「欠」	みこしをかきて(承)	別帯斎宮女御集 ……然者マクカ タヲ用歟マテ歟 (承) あまのま クかた
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて おほんこし をかにて	あまのまくか あまのまてか た
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて て	あまのまてか た
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて て	庭訓拾也 あまのまてか た 他家之説まう方
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて て に	あまのまてか た あまのまてか かた
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて て	あまのまてか た
さくさめのとし あとうかたり	さくさめのとし あとうかたり	かへりくる うつろはぬ	みこしをかきて て	本まで拾也 あまのまてか た 自他説不同只 可随各所好他家 説まうかた

※清輔本系統伝本は、(承) Ⅱ 承安三年本(鳥取県立図書館蔵二十一一代集本(9112・317)による)(片) Ⅱ 加納諸平旧蔵片仮名本を用いた。
 『興義抄』Ⅱ 慶安版本、定家無年号A類本Ⅱ 高松宮家旧蔵二十一一代集飛鳥井雅雄識語本、同B類本Ⅱ 高松宮家旧蔵伝二条為世・為冬・為重
 寄合書本、承久三年本Ⅱ 宮内庁書陵部蔵二十一一代集本(403・12)、貞応二年書写本Ⅱ 太山寺蔵伝橋本公夏筆本、天福一年書写本Ⅱ 国立歴
 史民俗学博物館蔵高松宮旧蔵本(朱書はゴシック体で示した)によった。また、他本と共に、小松茂美氏『後撰和歌集校本と研究』(誠
 信書房昭36・2)、杉谷寿郎氏『後撰和歌集諸本の研究』(笠間書院昭46・3)、岸上慎二氏・杉谷寿郎氏校注『後撰和歌集』(笠間書
 院昭63・5)所収の校異を参照した。

書写本には踏襲されており、長期に亘り強く関心が払われていたと推測されることから、無年号B類本に校異が付されないのは、同本書写時点では未だ清輔本を披見していなかったためと思われる。定家は、承久三年頃（或いは、同年をさほど溯らない時期）に清輔本「後撰集」を披見する機会があり、承久三年書写本において披見した清輔本との異同を書き入れたと考えられるのである。

『三代集之間事』が著されたのは、承久三年（1221）書写本「後撰集」書写の後一年を経ない程の頃である。『三代集之間事』の冒頭、雑二145「恋二634等の三項は「作者事」と付記される作者名に関する注解であり、作者名の異同が問題とされるのであるが、三項共に家本本文と対比して清輔本と目される本文が示されている（雑二145には「清輔朝臣本」の記載がある）。続く、夏215・雑一111112の二項は「詞事」とあり詞書の注解であるが、後者は清輔本の本文に基づく注解につき批判を記していると思われる（後述）。以下、夏214以降の九項は「和歌事」とあり和歌本文の注解である。そのうち、秋上216・雑三1221・雑二1156の三項を除く六項には和歌本文の異同に関する記載があり、やはり家本本文に清輔本本文が対置されている。

本書の『後撰集』注十四項目中十項目までが清輔本との本文の異同に触れる注記であり、先記した承久三年（1221）書写本の校異をも考慮すれば、『三代集之間事』著述の直接の契機は「顕注密勘」と同じく清輔本との接触にあり、自家の

証本とは異なる本文を持つ証本に触発され、「自他」の「説」の「不同」を注解する意図で著されたと考えるのが妥当であろう。

加えて、このように考えるのならば、本書冒頭の「古今哥事……後撰之中自他之説不同事」の一文は、『古今集』加注の後、引き続き「後撰集」についても注す、という程度の意とすべきではなく、『古今集』については六条家証本である清輔本との比較を行い勘注を付した、次いで「後撰集」についても清輔本との「不同」につき検証を行う、というような意であったと解されよう。本書に注記される自他の「説」とは、本文異同に関連する「説」であり、自身の所持する本文と他家の本文、及びそれぞれの本文による説々の「不同」を明記し注解することに本書の目的はあったと思われるのである。長大な「顕注密勘」と、甚だ簡略な「三代集之間事」が一連の著述として自覚されていたという、一見バランスを欠くようにも思われる取り合わせも、共に「自他之説」の検証に主眼が置かれた一連の注解作業であったのである。

六

『三代集之間事』に付記された注解は断片的であり、「家説」「師説」「底訓」等々と付記され、箇条書き風に書き連ねられている。これらの説々のうち、「釈云……」「……釈之」

と付記された注記については、川平氏に、「『奥義抄』の名を何ら示すことなく、『釈』云々が直ちに同抄の記載を指し、特に『奥義抄』の所説を主たる対象にして、これに自家の説を対置しつつ検証することが自明の前提となっていた」との指摘がある。これは例えば、

こよひかくなかむる袖のかはかぬは月の霜をや秋とみつらむ

釈云、月のしも。このゐたる所也。如字

家説。聊も深心なし。

只月を霜と見て。霜のをきたるは秋にやと思よし也。〔三代集之間事〕後撰・卷四・夏214番歌注

とある「釈云……」が、次に示す「奥義抄」の記載を抜粋引用するような例を指す。

こよひかくなかむるそてのつゆけきは月のかさをやあきとみつらん

月は、かさきつれば、くらくなれば、月のかさをにくしと見る心をあきとみるとはよめる也。されは、秋と見れば袖はつゆけきにやとよめり。

裏書追勘 此義なを心ゆかす思。処々数本を引見るに、月のしもをや秋と見つらんと有。此心は、夏の、ちは秋なれば、この月のしもは秋にてあるへけれとも、この月、その月にそへて、月のしもとはこのいたる所をいへるにこそ。さ

て、こゝろをあきと見ればつゆけきにやとよめるにこそ。〔奥義抄〕⁸・卷中

本書と「奥義抄」との関係は密接であり、「釈云……」「……釈之」と記す以外にも、

庶明卿任中納言之時。大臣被送袍事。

初着五位袍人。用五位藏人袍。叙四位人。用貫首袍。叙三位人。用大臣袍是每人事也。件卿参議之間四位也。任納言之日。叙三位。仍用右大臣袍也。こき紫三位袍名也。不圖可着此袍由。哥は今日慶之饗應之詞也。不可有除名之疑。

とある末尾の「不可有除名之疑」の一文は、「奥義抄」に、おもひきや君かころをもぬきしときわかむらさきのいろをきんとは返し

いにしへもちきりてけりなうちふきとひたちぬへしあまのはころも

これは、庶明朝臣、中納言になれるとき、うへのきぬやるとて九條殿のよみたまへる哥なり。もし、除名の人にてありけるが中納言になれるにや。官位をとくには、位にしたがひてきたるころをもぬかすることなれば、除名のときには、むらさき、るへしともおもはさりしにとよみたまへるにや。…

(以下略) ……

(「奥義抄」・巻中)

とある傍線部の注記を受け、それに対する批判的な見解のみを記したものである。「奥義抄」では「君かころをもぬきし」ときの本文が採られるため、「除名」という解釈をも示すこととなるのであるが、「三代集之間事」にはそういった具体的な記載もなく、「奥義抄」の注説を知らなければ意味をなさない。

これらの例のように「奥義抄」の注説を引用し、或いはそれを受けて付された注記は、「三代集之間事」の「後撰集」注十四項中に八例、「拾遺集」注六項中に一例(「拾遺集」注部分は、「拾遺集」が花山院宸撰であることの根拠を示すために五項が費やされており歌の注解を施す項目は一項のみであるので、実質的には一項中一例)見出され、一見、「奥義抄」の注記を一定の枠組として、それに「師説」「底訓」等の自家に関わる説を対置し、論難する形で著されているように見えるのであるが、「後撰集」634番歌等の作者名「おほつふね」を、清輔朝臣本は「大津少将」と記す、とする次の例等は「奥義抄」には記載がなく、全ての注記が「奥義抄」との対置の上に記されている訳ではない。

おほつふね。清輔朝臣本。大津少将。

家説。おほつふね。……(以下略) ……

(「三代集之間事」作者事「おほつふね」注)
「三代集之間事」著述に際し、当然のことながら「奥義抄」

と共に清輔本が直接参照されているのである。

先述のように、本書に加注される十五項の歌注(「後撰集」注十四項目、「拾遺集」注一項目)のうち十一項(「後撰集」注十項目、「拾遺集」注一項目)までが、何らかの形で清輔本との本文の異同、或いは異同に起因する注説の相違を記すものであり、本書は清輔本との接触を契機として著されたと考えられる。清輔本系統の「後撰集」には「別紙考」「別帝」等などの書人が付されており、「奥義抄」が「別紙」に相当することは既に指摘があるが、次掲「表2」に示したように、本書の「後撰集」注部分(「拾遺集」は未詳)で「奥義抄」が参照される箇所には、清輔本の該当部分が伝存せず不詳のⅢ・Ⅲ2番歌注を除く全てに「別帝」等と付記されており、清輔本「後撰集」を熟読する過程において「奥義抄」を参照することは比較的容易いのである。

本書の注解にあたり「奥義抄」の所説が自説に対置されて記されることは紛れもない事実ではあるが、それは注解の枠として意識された直接の批判対象であったのではなく(「奥義抄」の注説の検証を端緒に清輔本が導かれ検討されたのではなく)、清輔本の比較検討を通してその釈としての「奥義抄」が参照されるに至ったというような著述の過程が想定されるのである。

〔表2〕『三代集之間事』所引『後撰集』歌と清輔本『後撰集』の「別紙」注記「奥義抄」

『三代集之間事』 所引歌々番号	1145	423	634	215	1111 1112	214	241	262	903	916	1132	1221	1156	1259
【奥義抄】の引用等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
片仮名本	欠	×	×	×	欠	○	○	○	欠	欠	欠	欠	欠	欠
承安本（鳥取本）	—	—	—	—	—	×	○	×	○	○	—	—	—	○
承安本（教育大本）	—	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—	—	—	○
奥義抄	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○

※「○」は『三代集之間事』の欄では「奥義抄」の引用等があることを、「後撰和歌集」の項では「別紙」等の注記があることを、「奥義抄」の欄では該当歌に加注されることを示す。「×」は注記のないことを、「—」は不明、「欠」は本文自体が欠落して不明であることを示す。清輔本系統「後撰集」の片仮名本（存巻一—巻十）は、「後撰和歌集」（古典保存会昭8・6）、承安本（鳥取県立図書館蔵本）は、杉谷寿郎氏「後撰和歌集諸本の研究」（笠間書院昭46・3）所収の影印、「奥義抄」は慶安版本により、他は、杉谷寿郎氏「後撰和歌集諸本の研究」第一章「汎清輔本系統」を参照した。

七

現存の『三代集之間事』には、転写の際に意識的に削除した伝本以外には全ての伝本の行間に朱筆の書入が施され、貞応元年(122)の定家奥書に続いて次の識語が記されている。

正嘉三年(1259)三月十二日 不慮傳得之。当道之冥助也。

可悦可憑而已。傳持披覽之人。必可被備彼菩提也。

同十五日 私加朱勘古哥。臨期有失念事故也。

現在確認できる範囲では、この識語を記し朱筆による加筆を行った某が本書の伝来に関わる最も早い時期の人物とな

る。正嘉三年(1259)の年次と野口元大氏蔵本に「定家卿自筆、為氏ノ朱書ノ本也」とある書入注記等から、朱書加筆者を藤原為氏（貞応元年122—弘安九年1286）とし、本書の直接の伝授対象（執筆対象）を宇都宮頼綱（法名蓮生治承二年1178—正元元年1259）あたりか、と想定する論も示されているが、朱書加筆者に「為氏」を擬す根拠が江戸時代の中筆家の鑑定に由来する可能性の高いことは前稿に述べたとおりである。

【頭注密勘】と共に三代集の注解書とする意図のもとに著されたと推測される『三代集之間事』の性格を考慮し、改めて本書の執筆対象者を求めるのならば、「頭注密勘」と共に

伝領すべき人物の存在を想定するのが穏当であろう。

『顯注密勘』の直接の執筆対象については、浅田氏により六条家に連なる歌人（藤原知家かとされる）が想定されている（浅田氏は、『顯注密勘』著述の契機を六条家歌人某の依頼によると考えておられる）が、氏も別に述べられるように『顯注密勘』跋文は二つの部分に分かれ、後半は為家あたりへの相伝を意識した既述となっている。実際、『顯注密勘』は成立後程を経ないうちに為家のもとにも伝えられていたようである。『日本歌学大系別五』所収の宮内庁書陵部蔵本（501・672）等の末尾には次の奥書・識語が記されている。

承久三年（1221）三月廿八日 雨中注付之。八座沈老在判
承久三年（1221）後十月十二日書写畢。 藤原在判

此草子先年於嵯峨中院雖披見不能書写。空送年序。不慮以本上中二帖ハ自染筆畢。下帖聊有違例事以他筆終功畢。土台雖為他抄物令勘付。又当家秘口伝也。仍故可秘藏物也。

弘安三年（1280）八月四日書写畢。

三代撰者末孫和歌末学 慶融在判

承久三年（1221）閏十月に『顯注密勘』を書写した「藤原」某とは、著述（同年三月）から僅かに数ヶ月後という時期的な早さからも為家と考えるのが妥当と思われる、また、弘安三年（1280）の慶融識語に「此草子」（＝『顯注密勘』）を披見したと記される「嵯峨中院」は為家の居所が想起されることから

も、承久三年後十月の書写者に為家を擬するのは許されよう。他に確定に益する資料の報告のない現時点では、執筆対象者を想定するのならば為家を考えるのがより相応しいように思われる。

『三代集之間事』の『後撰集』注末尾には、次に示す跋文とも解せるような一節が記されている。

① 古今後撰両集、雖具受師説。② 近代稱和歌中興之時、尊卑多偏柿本山邊之詞。群賢滿朝、和哥盛興、皆誇其能。又長其道、於不肖之末生無一言之諸。③ 而仍視聽之所及未出口外。已過六十之算、今依為旦暮之身、愆所注秘奥之説也。

要約すれば以下になろうか。『古今集』『後撰集』については師説を具に受けたとはいえ（傍線部①）、近代、和歌は中興とも称すべき隆盛の時にあたり、尊卑の隔てなく和歌の道に長じた優れた歌人が排出しその能を誇ったため、不肖の末生たる自分などは一言も諮問に与ることもなかった（傍線部②）。しかしながら、六十の齢を重ね、將に終焉を迎えようとする身になり、見聞に及んだ秘奥の説を記し置く（傍線部③）。執筆に至る内的要因（心理的動機）とも言える自己の老いの自覚が綴られるのであるが、これは、『僻案抄』の奥書に、

④ 往年治承之比古今後撰兩集受庭訓之口傳。年序已久雖恐忽忘先達古賢之所注猶非無其失。況依恥管見謬説故不

載紙筆。⑤今迫毫及之期顧餘喘之盡至于愚老之没後爲散遺孤之蒙昧、抽最要而密々所染筆也。更莫令他見。

嘉祿二年(126) 八月日 戸部尚書(花押)

とある記載と構成上においてもほぼ等しいと言える。傍線部を要約すれば次のようになる。往年治承のころに『古今集』『後撰集』の両集は底訓の口伝を受け(傍線部④) たが、今毫及の時期が迫り、愚老(Ⅱ私)の没後に残される「遺孤」の蒙昧を散するために最要を抽し記し置く(傍線部⑤)。

『三代集之間事』の記載と『僻案抄』奥書の相違は、『僻案抄』には、「至于愚老之没後爲散遺孤之蒙昧」の一文が加わり、為家と思われる人物を執筆の対象に規定し、子孫に伝えるための著述であることを明確に記す点であろう。両者の記載の相違や『三代集之間事』と『僻案抄』の注記内容の粗密を執筆対象の違いに求める論も示されているが、これは時間的な差異によると考えておきたい。『三代集之間事』著述の契機は清輔本との接触にあり、その目的はあくまでも「自他」の「説」を明記し注解することにあった。『僻案抄』に至るまでには未だ数年を要したのであり、定家の思考はその間も留まることなく揺れ動いていたと思われるのである。事実、『三代集之間事』に注解された『後撰集』の本文異同の問題は、『僻案抄』の段階では行成本『後撰集』の披見により全て解決しており、一見粗密の差を感じさせる『三代集之間事』と『僻案抄』の注記の差異は、この点に由来する面も

あろう。

『三代集之間事』の著述により、『顕注密勘』と併せて三代集注解書が揃うこととなるが、『三代集之間事』執筆の四年後・嘉祿二年(126)には、新たな三代集注解書として『僻案抄』が著されることになる(『僻案抄』奥書による)。「顕注密勘」「三代集之間事」から『僻案抄』へと定家の歌学が移行してゆく過程、またその要因や時期等については検討の余地が残されているように思われるが、全て今後の課題としたい。

おわりに

小稿では、『三代集之間事』の伝本・伝来・本文等の書誌的事項につき考察を加え(前稿)、更に、成立背景(執筆の契機・内容・執筆目的・対象等)について若干の検討を試みた。承久期以降の晩年の定家の動向については、伝存する著述の多さに反して『明月記』の該当巻の欠ける場合が多く、判然としない事柄も少なくはない。推測に推測を重ねた箇所もあり、更なる資料の出現に委ねられる部分も多い。後考を俟ちたい。

注

(1)『日本古典文学大辞典三』(岩波書店昭59・4)の『三代

集之間事」の項目（新井栄蔵氏執筆）に、「……『僻案抄』と同じく秘本的に扱われたようである。」と記されるのは前掲両氏に指摘がなく注意されるが、具体的内容については触れられず詳細は不明である（また、解説中にも誤解があるようである）。「和歌大辞典」（明治書院昭61・3）の同項目（片桐洋一氏執筆）は、成立等には触れられないものの、内容理解としては川平氏に反するものではない。

(2) 以下、「三代集之間事」の引用は、「細川家永青文庫叢刊9歌論集」（汲古書院昭59・1）所収の永青文庫蔵本により、私に句読点を付す。

(3) 前掲川平氏論文に指摘がある。以下、川平氏論に触れる場合は同稿による。

(4) 以下、浅田氏論に触れる場合は前掲同稿による。

(5) 杉谷寿郎氏「後撰和歌集諸本の研究」（笠間書院昭46・3）を参照し、同書に善本とされる宮内庁書陵部蔵二十一代集本（403・12）及び鳥取県立図書館蔵二十一代集本（9112・317）により記した。同系統伝本間においても本文にゆれが認められ、宮内庁書陵部蔵葉室家旧蔵本（葉・829）には清輔本との校異が付されないが、これは他本との校合により削除されたものと思われる。

(6) 「拾遺集」注の歌注の一例「そが菊」の項目については、東野泰子氏「奥義抄」から「僻案抄」へ―「そが菊」注にみる院政期歌学の一様相―（国語国文66―2平9・2）に詳細であり、「奥義抄」の本文異同の検討から「僻案抄」へ至る道程が詳細に辿られている。参照を請いたい。

(7) 勿論、定家の受けた「説」全てがそうした本文異同に関わるものではなかったであろうことは言うまでもない（「顕注密勘」

58番歌「密勘」・152番歌「密勘」等の「……聞き侍りし」とある例は俊成から相伝の説を書き記したと考えられるが、これらは何れも本文異同には関わらず解釈的な注解である）が、本書に「不同」と記される「自他之説」とは、本文異同に関わる「説」であったと考えられるのである。定家以前の、平安後・鎌倉初期頃の歌学が本文研究と密接に関わっていたことは十分に留意されるべきであるが、全てがそうした事例であった訳ではなく、むしろ語義的な難語の注解や本説を説く注釈も多かったことは「奥義抄」「袖中抄」「顕注密勘」（顕注）等々を思い浮かべれば理解されよう。「三代集之間事」の注解は本文を問題にする比率が高く、本来的に本文上の問題を注記する意図のもとに著されたと思われるのである。

(8) 以下、「奥義抄」の引用は慶安五年版本による。

(9) 定家は「奥義抄」を十分に検討・活用していたようである。「顕注密勘」にも、「顕注」（古今秘注抄）に「奥義抄」を付き合わせて検討したらしい跡が残る（887番歌「密勘」「清水の事、奥義抄如此……」等。また、随所に「奥」「奥義」等の小書が書き入れられている）。「天理図書館善本叢書」部35平安時代歌論集（八木書店昭52・5）所収の天理図書館蔵「奥義抄」（存下巻余）は定家自筆と言われる（冷泉家時雨亭叢書40中世歌学集書目集）（朝日新聞社平7・4）所収の冷泉家蔵書目録のうち「家伝書籍古目錄少々（甲）」に「京極殿 奥義抄余 一々（帖）」とあるものに相当すると思われる。

また、深津睦夫氏「僻案抄について―注釈過程における定家の意識をめぐって―」（皇學館論叢24―4平3・8）、東野泰子氏「定家歌学と六条家説―『僻案抄』をめぐって―」（文学

史研究 33 平 4・12) には、定家歌学の形成において『奥義抄』の果たした役割の大きさが説かれる。

なお、川上新二郎氏「奥義抄伝本考」(斯道文庫論集 24 平 2・3) により、『三代集之間事』著述にあたり定家の使用した『奥義抄』は現行のどの伝本とも一致を見ないことが明らかにされている。

(10) 注(5)に記した杉谷氏著書第一章「汎清輔本系統」参照。

(11) 野口元大氏前掲論文。

(12) 前稿に私に類別を試みた第 類 a1~4 の伝本は『拾遺集』注を欠き、『後撰集』注のみで伝存するため、『後撰集』注のみが元来の形であり、伝来の過程で『拾遺集』注と合冊されたと考えれば同部分を巻末識語と解することが可能であるが、第 類 a1~4 にも他本と同様に本文中には朱書勘注が加筆されており、加筆を伝える識語は『拾遺集』注巻尾に記されるため、第 類 a1~4 も本来『拾遺集』注と一具であったものが伝来の過程で失われたと思われる。

(13) 宮内庁書陵部蔵本(鷹・645)により、私に句点を補った。

(14) 注(10)に同じ。

(15) また、上野順子氏「『僻案抄』致一御子左家「家説」の改変」(国文学研究 121 平 9・3) では、『僻案抄』に積極的に家説を改変していかうとする定家の姿勢が指摘される。

(16) 『類注密勘』には一旦著述された後も加筆が行われていたらしい形跡が認められる。詳細は別稿を用意したい。

(うんの・けいすけ 本学大学院博士後期課程)